

一ご希望の講習会—などご意見・ご要望をお寄せ下さい。

下記の一覧の講習会等でご希望がありましたら集約して年明けの適当な時期に開催いたします。

講習会名(案)	備考
CALS(3日間)	電子納品物の作成
電子入札シュミレーション講座	電子入札の仕方体験と障害時の対応
JW-CAD中級講座	普段JWを使っている方の役立応用編
JW-CAD3日間セミナー	JWは未使用だが建築がわかる人向け
パソコン会計講座(弥生シリーズ)	最も普及している会計ソフトの研修
弥生販売導入のコース	請求書の発行など販売管理ソフト
弥生給与サポート進行表	給与明細をはじめ給与管理ソフト
パソコン顧客管理入門コース	顧客管理に有効なソフト
事業承継の考え方	早く対応しないと手遅れになり易い
管理会計の実務	利益を出す予算管理の仕方
経営革新の取組み方	利益を出すビジネスプランの仕組み作り

上記は講座として、よく聞くタイトルですが他に希望があれば調整をして、皆様の日々の経営に役立つものを開催したいと思っておりますので、宜しくお願致します。

実務講習に関するご意見・ご要望がございましたら、1月15日までに各地区の商工会支所まで電話/FAXでお知らせ下さい。(事業所名、電話番号、希望人数、希望講座内容、開催時期・時間の希望を記入の上)受講料については負担金として資料代他をお願いすることになりますが、なるべく利用しやすい金額にしようと思っております。

【FAX番号】

- | | | | |
|---------|--------------|---------|--------------|
| ■ 豊浦町支所 | 0837-72-2361 | ■ 豊北町支所 | 0837-82-0138 |
| ■ 豊田町支所 | 0837-66-1190 | ■ 菊川町支所 | 0832-87-2702 |

今回のメール便には他に利子補給の申請書・会員親睦交流会の申込書が同封されていますので、期日厳守でご協力をお願いいたします。

下関市商工会は

あらゆるニーズに対応します
 豊浦町支所 0837-72-0625
 豊北町支所 0837-82-0147
 豊田町支所 0837-66-1119
 菊川町支所 0832-87-0204

会報



下関市商工会 0837-72-0625

第3号

発行日
平成19年12月25日



目次

新役員体制のお知らせ	1
税務相談日のお知らせ	2
20年度リサイクル事業について	2
役立つ奨励金情報	3
講習会等の要望について→希望確認	4
各地のイベント情報 他	4

お知らせ

- 今後は会報で実施事業の周知、および各種改正等のお知らせをします。
- 年間に4回の発行を予定しています

この地域にふさわしい会報の愛称を募集します。

平成19年11月6日の臨時総代会で役員さんの内一部交代がありました。

会長	杉井幸太郎	菊川町新	理事	久保和宏	豊北町
副会長	増田 實	豊田町	理事	山本辰實	豊北町
副会長	西尾喜八郎	豊北町新	理事	有田勝秀	豊北町
代表理事	福田 清	豊浦町新	理事	白石孝人	豊田町
理事	宮田和幸	豊浦町	理事	木本暢一	豊田町
理事	中村直則	豊浦町	理事	住谷富二男	豊田町
理事	寺内雄一	豊浦町	理事	山本正則	豊田町
理事	佐野茂美	豊浦町	理事	小嶋喜信	豊田町
理事	坂田 隆	豊浦町	理事	田村 隆	菊川町
理事	田村正光	豊浦町	理事	坪井政孝	菊川町
理事	中野敦善	豊浦町	理事	笹尾和郎	菊川町
理事	矢田部義章	豊浦町	理事	中野英夫	菊川町
理事	高瀬利也	豊浦町新	理事	服部太一朗	菊川町
理事	秋枝久俊	豊北町	理事	藤井勝次	青年部
理事	田中傳次	豊北町	理事	寺内和子	女性部
理事	藤永一夫	豊北町	監事	廣田俊夫	豊北町
理事	阿部茂樹	豊北町	監事	住友善一	豊浦町
理事	西島英敏	豊北町	任期は21年5月の通常総代会まで		

各地区から選出を受けた方々ですので、ご意見ご要望など各地区でお話をさせていただき、会の運営にいかしていければと思います。

お知らせ

下関市の商業振興策

大規模小売店舗への地域貢献活動等の協力要望ガイドライン



相次ぐ大型店の出店により、小売業を取巻く環境の変化とともに、大型店の生活環境面をはじめ地域社会に与える影響や社会的責任の度合いは大きくなっています。このために平成19年2月、国は「大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針」を改定し、地域社会への貢献について自主的な取組みを積極的に行うよう規定を新たに追加しました。本県の出店届出窓口である県は、県内の統一指針となるガイドラインを策定し、平成19年4月からは「出店計画書」の早期提出や「地域貢献活動計画書」の提出を全面的に求めています。→ 対象店舗面積6,000㎡超

下関市では実勢に応じて6,000㎡以下の既存店舗を対象としたガイドラインを策定し対象の店舗に対して、地域貢献を強く求めていくこととなります。平成20年1月施行開始

- 1.地域産業の活性化
- 2.雇用の確保
- 3.地域づくりへの参画・協力
- 4.環境・景観への配慮
- 5.子ども、高齢者、障害のある人への配慮
- 6.安全・安心対策

大型店の設置者は担当の窓口を設置して市長に提出することとなります(2号様式)。



税務相談日のお知らせ

年が明ければ間もなく確定申告が始まります。商工会各支所では税理士さんを招聘して税務相談を行いますのでご希望の方は商工会各支所まで申し込んで下さい。各支所によって日程・時間帯が異なりますのでご注意下さい。尚、相談内容は事業所得に限らず何でも結構です。

- 豊浦町支所：下記6回 いずれも午後2時～午後4時
平成20年2月 5日（火）・7日（木）・19日（火）・21日（木）
3月 4日（火）・6日（木）
- 菊川町支所：下記4回
平成20年3月 4日（火）午前10時～午前12時 ・ 午後1時～午後3時
3月 11日（火）午前10時～午前12時 ・ 午後1時～午後3時
- 豊田町支所：下記2回
平成20年2月 26日（火）午後1時～午後4時
3月 7日（木）午後1時～午後4時
- 豊北町支所：下記2回
平成20年2月 22日（金）午前10時～午前12時 ・ 午後1時～午後3時

平成20年度再商品化に係る委託業務開始について

再商品化義務のある特定事業者は3つに分けられます。

「ガラス製容器」「ペットボトル」「紙製容器包装」「プラスチック製容器包装」のいずれかの容器や包装を使って商品を販売している事業者は、容器包装リサイクル法の定める「特定事業者」として、再商品化義務が生じます。また、これらの特定容器を製造等している事業者も「特定事業者」として再商品化義務が生じます。

特定容器利用事業者	特定包装利用事業者	特定容器製造等事業者
		
販売する商品に特定容器を道いる事業者	販売する商品に包装紙などの特定包装を用いる事業者	特定容器の製造を行う事業者
特定容器のついた商品を輸入する事業者も含まれます	特定包装のついた商品を輸入する事業者も含まれます	特定容器を輸入する事業者も含まれます
食品、清涼飲料、酒類などを製造し、容器につめて販売する製造業者／卸・小売業者／飲食店（テイクアウト用）／容器入り食品の輸入業者など	食品などの製造業者／卸・小売業者／飲食店（テイクアウト用）／包装した食品の輸入業者など	びん、紙箱、袋などの容器製造業者／容器の輸入業者など

小規模事業者は法律の適用除外となります。

製造業 従業員20人以下
 商業・サービス業 従業員5人以下
 かつ 売上高 二億四千万円以下
 かつ 売上高 七千万円以下
 詳しくは、商工会までお電話下さい。

労働情報

労働関係では、雇用の安定のため事業主に対して様々な給付金等があります。今回は、その中の一つである『常用雇用転換奨励金』を説明します。

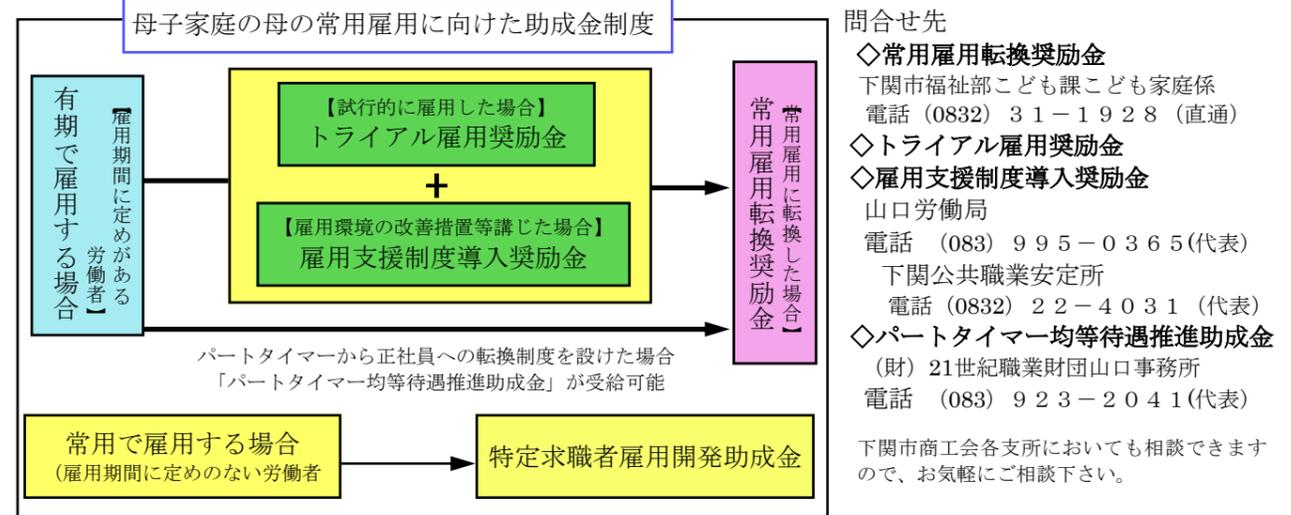
簡単に説明すると
常用雇用転換奨励金とは？
 母子家庭の母を常用雇用に転換した場合、一人当たり30万円を都道府県等が支給する制度です。

もう少し詳しく説明すると
 常用雇用転換奨励金は、有期（雇用期間に定めがある）で雇用している母子家庭の母を、常用雇用に転換に向けた職業訓練を行ない、職業訓練開始後6ヶ月以内に常用雇用に転換し、その後6ヶ月間継続して雇用した事業者に対して、当該母子家庭の母が住所を有している都道府県等（※1）が一人当たり30万円を支給する制度です。（※2）

※1 都道府県、指定都市、中核都市、市及び福祉事務所設置町村
 ※2 制度を設けていない都道府県等もありますが、下関市においては平成19年10月から施行されております。

- 支給要件** ★支給対象となる事業者
 【次の要件をすべて満たす必要があります。】
- ① 雇用保険の適用事業者である事。
 - ② 次のいずれかの紹介を受けて対象となる母子家庭の母を雇い入れた事業者であること。
 イ. 公共職業安定所（ハローワーク）
 ロ. 厚生労働大臣の許可を受けた母子家庭等就業・自立センターなどの無料・有料職業紹介事業者又は届け出を行った無料職業紹介事業者（以下「職業紹介機関」という。）
 - ③ 常用雇用に転換させた母子家庭の母を、引き続き6ヶ月間雇用したこと。
 - ④ 過去6ヶ月間に事業者の都合により常用雇用労働者を解雇したことがないこと。
- ⑤ 過去3年間に雇用したことがある者を再雇用するものでないこと。
- ★対象となる母子家庭の母について
 【次の要件をすべて満たす必要があります。】
- ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にある事。
 - ② 公共職業安定所、職業紹介機関に求職の申込みをしている事又は求職申込みをしていた事。
 - ③ 常用雇用での就業に制約がない事。又、必ずしも常用雇用に転換されるものでない事など常用雇用に転換に向けた職業訓練計画書の内容について理解し、了承している事。

メリットは？
 「常用雇用転換奨励金」は、特定の求職者を短期間の試用雇用として雇い入れた場合に支給される「トライアル雇用奨励金」やトライアル雇用を実施し、常用雇用に転換する間に雇用環境の改善措置等を講じた場合に支給される「雇用支援制度導入奨励金」（共に都道府県労働局）との併給が可能です。また、パートタイマーから正社員への転換制度を設けた場合に（財）21世紀職業財団が支給する「パートタイマー均等待遇推進助成金」とも併給ができます。なお、都道府県労働局が支給する「特定求職者雇用開発助成金」とは併給できません。



問合せ先
 ◇常用雇用転換奨励金
 下関市福祉部こども課こども家庭係
 電話（0832）31-1928（直通）
 ◇トライアル雇用奨励金
 ◇雇用支援制度導入奨励金
 山口労働局
 電話（083）995-0365（代表）
 下関公共職業安定所
 電話（0832）22-4031（代表）
 ◇パートタイマー均等待遇推進助成金
 （財）21世紀職業財団山口事務所
 電話（083）923-2041（代表）
 下関市商工会各支所においても相談できますので、お気軽にご相談下さい。